

建築物環境配慮計画書・工事完了届出書の概要



第25条～第27条

通称 **ゼロカーボン北海道推進条例の改正について**

北海道では、道内の温室効果ガスの排出量を2030年度に2013年度比48%削減、2050年までに実質ゼロとする目標を掲げ、持続可能で活力あふれる北海道づくりを進める「ゼロカーボン北海道」の実現を目指しています。

ゼロカーボン北海道の実現には、道民・事業者・市町村など全ての関係者の方々の積極的な参加の下、環境の保全・経済の発展・生活の統合的な向上させることの意義を共有し、総力を挙げて取組を進めていかなければなりません。

令和5年（2023年）3月に改正した条例では、建築物に対する排出量削減等の取組を強化するため、建築物報告制度の規定を拡充しました。

建築物は、エネルギー消費を通じて温室効果ガスの排出に長期にわたり大きな影響を与えることから、**一定規模以上の建築物の新築・改築・増築を行うおとす方（特定建築主）**を対象に、当該建築物に対する**省エネ対策や再エネの導入等について計画的に取組を実施**していただくため、**環境配慮計画書と工事完了届出書の提出**を求めています。提出された計画書と届出書は公表します。



対象行為（一定規模以上の建築物の新築・改築・増築）

条例改正により修繕・模様替、建築設備の設置・改修を対象行為から除外

✓ 床面積の合計が2,000㎡以上の建築物を新築する場合

✓ 改築に係る部分の床面積の合計が2,000㎡以上
✓ 床面積の合計が2,000㎡以上の建築物で改築に係る床面積の合計が2分の1以上の場合

✓ 増築に係る部分の床面積の合計が2,000㎡以上の場合

上記に該当しない建築物の新築・改築・増築の場合においても、環境配慮計画書を提出することができます。



提出概要

（● 条例改正による追加項目）

環境配慮計画書

- 建築物の名称、所在地
- 建築物の概要（用途、構造、階層、高さ、床面積の合計）
- 工事着手及び完了予定年月日
- 再エネ導入のための取組
- 地域材（※1）の利用の有無（※1：道内の森林で産出され加工された木材）
- 建築物の外壁、窓等を通して熱の損失防止のために取り組む内容
- 熱の損失防止とエネルギーの効率的利用のための取組以外に地球温暖化防止のために取り組む内容

工事完了届出書

- 建築物の名称、所在地
- 工事完了年月日



※ 追加項目の環境配慮計画書への記載は令和5年10月1日から実施

提出時期

- ✓ 環境配慮計画書：工事着手の予定日から起算して**21日前**まで
- ✓ 工事完了届出書：工事完了後**15日以内**

留意事項

- ✓ 環境配慮計画書や工事完了届出書の提出の際には、担当者報告書も提出してください。
- ✓ 環境配慮計画書に記載した内容を変更する場合は、変更後の計画書を提出する必要があります。
- ✓ 仮設の建築物など、建築物省エネ法（※2）第18条各号のいずれかに該当する建築物は、環境配慮計画書を提出する必要はありません。
- ✓ 札幌市内に一定規模以上の建築物を新築・増築・改築をする場合は、札幌市に必要書類を提出してください。詳しくは札幌市へお問い合わせください。

※2：建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律



その他（建築主・事業者の方々に実践いただきたい取組）

ゼロカーボン北海道の実現を目指し、快適で省エネ性能の高い建築物の普及に向け、積極的に温暖化防止の取組を実践しましょう。



建築主の方々に実践いただきたい取組 第24条、第24条の2

- ✓ 建築物の新築・増築・改築・修繕又は模様替（以下、新築等）を行う場合は、建築物の省エネ化や再エネの導入など、**温室効果ガスの排出量の削減**に努めましょう。
- ✓ 建築物の新築等を行う場合は、排出量の削減や環境への負荷低減のため、**地域材の利用**に努めましょう。



事業者の方々に実践いただきたい取組 第24条

- ✓ **建築士**の方々は、請負契約の注文者に対し、**建築物に関する情報の提供**に努めましょう。
例：外皮基準、一次エネルギー消費量基準、再エネ導入状況、地域材の使用状況 等
- ✓ **建築物の販売・賃貸事業者**の方々は、購入又は賃借者に対し、**建築物の温室効果ガスの排出量の削減に関する情報の提供**に努めましょう。
例：省エネ性能表示（エネルギー消費性能、断熱性能等）、再エネ導入状況 等



計画書や報告書の提出方法

電子での提出を推奨します。ペーパーレス化にご協力ください。

詳しくは、[こちら（↓）から](#)

北海道 ゼロカーボン 条例

検索

温室効果ガス排出量報告サポートデスク

排出量の計算方法や報告書の記載方法、支援の取組など、**排出量報告制度に関する相談**に対応します。

詳しくは、[こちら（↓）から](#)

北海道 ゼロカーボン サポートデスク

検索

詳しくは **道ゼロカーボン推進局** **ゼロカーボン北海道推進条例担当**へ

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 TEL：011-204-5190



北海道

北海道 ゼロカーボン 条例

検索